平成30年1月弘前市農業委員会総会議事録

平成30年1月24日午後2時00分、平成30年1月弘前市農業委員会総会をアートホテル弘前シティ「3階サファイア」に招集する。

出席委員 24名

1番　前田　優考　委員	3番　町田　功　委員	2番　須藤　秀人　委員
4番　山本　修平　委員	5番　三上　悦治　委員	6番　進藤　司　委員
7番　佐藤　剛郎　委員	9番　成田　繁則　委員	10番　石岡　千鶴子　委員
11番　岩谷　裕子　委員	12番　相馬　司幸　委員	13番　小嶋　勇成　委員
14番　木村　芳文　委員	15番　伊藤　公正　委員	16番　小林　政貴　委員
17番　佐藤　耕一　委員	18番　鳴海　忠三郎　委員	19番　木村　司　委員
20番　三上　幸雄　委員	21番　奥元　勝義　委員	23番　櫻庭　潤　委員
24番　白濱　不二男　委員	25番　外﨑　眞司　委員	26番　棟方　健　委員

欠席委員　1名

8番　山内　知人　委員

出席事務局　9名

事務局長	鎌田　雅人	事務局次長	三上　勇造
事務局次長補佐	小堀　正也	事務局主幹兼農地係長	佐藤　祝幸
事務局農政係長	髙橋　貢	岩木分室総括主査	関　進一郎
相馬分室総括主査	藤田　徹	事務局主査	田澤　磨美
事務局主事	小枝　純暉		

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命

議　事

議案第1号	農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第2号	農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について
議案第3号	農用地利用集積計画の決定について
議案第4号	農用地利用集積計画策定の要請について
議案第5号	農用地利用配分計画案に係る意見について
議案第6号	農地・非農地の判断について
議案第7号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
議案第8号	引き続き農業経営を行っている等の証明について
議案第9号	平成30年農作業臨時雇用標準賃金について
報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第2号	市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について
報告第3号	農地の賃貸借合意解約通知書の受理について

［開会時刻 14 時 00 分］

事務局次長　　会議を始める前に皆様にお願いいたします。
携帯電話は、マナーモードにしてくださるようお願いいたします。
ながらくお待たせいたしました。
ただいまから平成 30 年 1 月弘前市農業委員会総会を開会いたします。
開会に先立ちまして、成田繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会　　長　　【挨拶及び諸般の報告（省略)】

事務局次長　　それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。
総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よろしくお願いいたします。

議　　長　　議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願いします。

欠席者の通告があります。
議席番号 8 番山内知人委員の 1 名であります。
ただいまの出席者数は 24 名で定足数に達しております。
よって、直ちに会議を開きます。

次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。

25 番外﨑眞司委員、26 番棟方健委員、2 番須藤秀人委員、
以上 3 委員を指名いたします。

また、書記には、事務局職員の田澤磨美主査を任命いたします。

議事に入る前にお願いを申し上げます。

農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。

それでは、次第の 4、議事に入ります。

議案第 1 号を議題といたします。

議案第 1 号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。

事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第 1 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 1 件 12,477 ㎡、畑 22 件 150,977 ㎡、合計 23 件 163,454 ㎡であります。

事務局次長	また、使用収益権関係は、田 23 件 130,086 ㎡、畑 15 件 77,908 ㎡、合計 38 件 207,994 ㎡ であります。 なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明を省略いたします。 以上であります。
議　　長	調査委員長に調査結果の報告をお願いします。
調査委員長	本日の、総会に提案されている議案について、去る 1 月 15 日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。 当日の調査委員は、白濱不二男副委員長、佐藤耕一副委員長、前田優考委員、須藤秀人委員、それに私、町田であります。 3 条許可申請について、個人並びに法人の新規就農による申請 3 件の事情聴収を行いました。 17 ページをお開きください。 使用収益権関係、受付番号 19 番について申し上げます。 申請人は、父の土地を借り受け、りんご、ピーマン、ミニトマトの栽培を行うと申し述べておりました。必要な農機具を所有又は父から借り受け、農協の指導の元に営農するため、技術力等、特に問題はないと判断しました。 続きまして、23 ページをお開きください。 使用収益権関係、受付番号 36 番について申し上げます。 借受人である法人の代表はこれまで、個人で営農しておりましたが、経営を法人化したことにより、代表の所有する農地を法人へ貸し付けするものです。 借り受け後も法人として麦をこれまで同様に耕作する予定であるため、技術力等、特に問題はないと判断しました。 続きまして、受付番号 37 番について申し上げます。 借受人は、申請地のこれまでの耕作人が従業員となっている法人であり、法人でりんごを営農することにより、販売経路の拡大などを図ると申し述べておりました。 営農方法も今までと変わらないとの事で、技術力等、特に問題はないと判断しました。 この他の申請も含め、申請書を審査し、検討した結果、全ての申請において、議案書記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号については、いずれも該当しないと認められました。 また、農地法第 2 条第 3 項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も許可相当であると考えられました。 以上、報告します。
議　　長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。 （な　し）
議　　長	それでは、議案第 1 号について、御審議願います。 御質問等ございませんか。 （な　し）
議　　長	議案第 1 号は、委員長報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第１号は、許可することに決定いたします。

次に、議案第２号を議題といたします。

議案第 2 号は「農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について」であります。

事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第２号は、「農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第５条第１項及び同法第５条第３項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る所有権の移転について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、本会の審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田１件 982 ㎡、畑５件 4,535.77 ㎡、合計６件 5,517.77 ㎡であります。
なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。
以上であります。

議　　長　　調査委員長に調査結果の報告をお願いします。

調査委員長　　はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であり、意見なしとの申し出があったことを報告します。
27 ページをお開きください。
調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、所有権関係の受付番号 1 番及び 3 番は、第三種農地で、転用可能な農地区分です。受付番号 2 番は、農用地区域内農地で原則不許可の農地ですが、不許可の例外となる、農用地利用計画において指定された用途に供するものであることから転用可能となるものであります。受付番号 4 番から 6 番は、その他の第二種農地で、第三種農地や非農地に代替土地がない場合に限り許可できる農地区分ですが、第一種農地の例外許可事由に該当することから、代替土地の検討を要せず転用可能となるものであり、許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められました。
また、計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。
以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。
以上報告します。

議　　長　　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　　それでは、議案第２号について、御審議願います。

御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長	議案第2号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議ないものと認め、議案第 2 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。 次に、議案第3号を議題といたします。 議案第3号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。 事務局より説明を求めます。
事務局次長	議案第3号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。 提案理由は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地の利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。 今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田9件33,812㎡、畑22件90,257.21㎡、合計31件124,069.21㎡であります。 また、使用収益権関係は、田3件14,345㎡であります。 なお、内容につきましては、農用地利用調整会議が開催されておりますので、説明は省略いたします。 以上であります。
議　　長	農地流動化推進委員長に農用地利用調整会議の報告をお願いします。
推進委員長	議案第 3 号で提案されております、農用地利用集積計画については、去る1月11日、奥元勝義副委員長と私、鳴海と事務局職員の出席のもとで、農用地利用調整会議を開催しておりますので、その結果を報告します。 基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であること、また、所有権関係については、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されていることから、全てについて、要件を満たしておりました。 さらに、利用権の設定等を受けようとする土地及び、受け手申出者が現に耕作している農用地の位置など、利用条件を検討した結果、農用地の利用の集積並びに、受け手申出者の農業経営の改善、安定に資するものと認められました。 39ページをお開きください。 所有権関係、受付番号30番及び31番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが農地法第2条第3項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。 41ページをお開きください。 使用収益権関係、受付番号2番及び3番については、農地中間管理事業の実施のため、公益社団法人あおもり農林業支援センターへの貸借の計画案となります。 以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており、農用地利用集積計画を定めることが適当であると

推進委員長	考えられました。 以上、報告いたします。 〈議事参与の制限に関する旨の申出あり〉
伊藤公正委員	（伊藤委員退席）
議　　長	「議事参与の制限」の規定に該当する申請がありますので、先に 34 ページ所有権関係受付番号 16 番について御審議願います。 御質問等ございませんか。 （な　し）
議　　長	所有権関係、受付番号 16 番については、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議ないものと認め、議案第 3 号のうち、所有権関係受付番号 16 番は、委員長報告のとおり決定することに決定いたします。 伊藤委員の着席をお願いいたします。 （伊藤委員着席）
議　　長	それでは、議案第 3 号のうち、所有権関係、受付番号 16 番を除く申請について、御審議願います。 御質問等ございませんか。 （な　し）
議　　長	議案第 3 号のうち、所有権関係、受付番号 16 番を除く申請については、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議ないものと認め、議案第 3 号のうち、所有権関係、受付番号 16 番を除く申請については、委員長報告のとおり決定することに決定いたします。 次に、議案第 4 号を議題といたします。 議案第 4 号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。 事務局より説明を求めます。
事務局次長	議案第 4 号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。 提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業等の実施が必要と認められたので、同法第 15 条第 4 項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に対して要請したいので、本会の審議を求めるものであります。

事務局次長	今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係は畑2件3,201㎡、畑5件21,424㎡、合計7件24,625㎡であります。 また、使用収益権関係は、田1件2,121㎡であります。 なお、今回提出されました案件は、所有者からの申し出により、地区を担当する農業委員及び推進委員が調整委員となり、同法第18条第3項の全ての要件を満たす受け手の掘起しと調整にあたった結果、売買が7件、賃貸借1件が整ったものであり、利用集積計画を定めるよう市長に要請することが適当であると認められるものであります。 以上であります。
議　　長	それでは、議案第4号について、御審議願います。 御質問等ございませんか。 （な　し）
議　　長	議案第4号は、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議ないものと認め、議案第4号は、要請することに決定いたします。 次に、議案第5号を議題といたします。 議案第5号は「農用地利用配分計画案に係る意見について」であります。 事務局より説明を求めます。
事務局次長	議案第5号は「農用地利用配分計画案に係る意見について」であります。 提案理由は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農用地利用配分計画案について、本会の意見を決定したいので審議を求めるものであります。 今会議に提出されました件数と面積は、田2件12,140㎡、畑1件52㎡、合計3件12,192㎡であります。 受付番号1番及び3番は、先の議案第3号で決定されました利用集積計画のうち、41ページの使用収益権関係、受付番号2番及び3番において、農地中間管理機構であるあおもり農林業支援センターが借り受ける農地について、農地中間管理規定に定める優先順位に従って担い手に貸し付けるものであります。また、受付番号2番は、農地法第31条第1項の遊休農地がある旨の申出があり、同条第2項に規定する農地の利用状況調査を行ったものでありますが、意向調査を行うべき所有者が不明であることから、その旨を公示したものであります。公示から6か月以内に所有者の申出がなく、去年の3月にその旨を農地中間管理機構に通知しておりましたが、遊休農地がある旨の申出者が当該遊休農地に隣接する農業者であり、借り受けたい旨の申出も行っていたことから、農地中間管理機構から県知事に対し、当該遊休農地の利用権の設定について裁定を申請し、去る12月13日付で裁定がなされたものであります。今回その利用権に基づいて、優先順位1位である申出者に貸し付けるものであります。 以上のことから、いずれも農地中間管理事業の推進に農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項各号の要件を満たす受け手に貸し付け

事務局次長	られるものであり、農用地配分計画案は適当であると認められるものあります。 以上であります。
議　　長	それでは、議案第5号について、御審議願います。 御質問等ございませんか。 （な　し）
議　　長	議案第 5 号は、計画案に異議がないものと決定することに御異議ございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議ないものと認め、議案第 5 号は、計画案に異議がないものと決定いたします。 次に、議案第6号を議題といたします。 議案第6号は「農地・非農地の判断について」であります。 事務局より説明を求めます。
事務局次長	議案第 6 号は「農地・非農地の判断について」であります。提案理由は、農地法の運用について第 4 (1) 及び (2) に基づき、「農地」に該当するか否かについて、本会で判断したいので審議を求めるものであります。 今会議に提出されました件数と面積は、非農地とするものが、田104筆128,320㎡、畑50筆118,641㎡、合計154筆246,961㎡であります。 なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。 以上であります。
議　　長	調査委員長に調査結果の報告をお願いします。
調査委員長	地区を担当する委員が現地調査を行った結果に基づき、調査会で農地に該当するか否かの審査をしたので、その結果について申し上げます。 53ページをお開きください。 番号1番から154番の土地については、農地法の運用について第4(4)アの「その土地が山林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当すると認められるため、非農地とすることが妥当であると考えられました。 以上、報告します。
議　　長	現地調査をした委員から補足説明はありませんか。 （な　し）
前田優考委員	<議事参与の制限に関する旨の申出あり> （前田委員退席）

議　　長	「議事参与の制限」の規定に該当する案件がありますので、先に57ページ番号130番について御審議願います。 御質問等ございませんか。 （な　し）
議　　長	番号130番については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議ないものと認め、議案第6号のうち、番号130番を「非農地」と判断することに決定いたします。 前田委員の着席をお願いいたします。 （前田委員着席）
議　　長	それでは、議案第6号のうち、番号130番を除く案件について、御審議願います。 御質問等ございませんか。 （な　し）
議　　長	議案第6号のうち、番号130番を除く案件については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議ないものと認め、議案第6号のうち、番号130番を除く、番号1番から129番及び131番から154番を「非農地」と判断することに決定いたします。 次に、議案第7号を議題といたします。 議案第7号は「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」であります。 事務局より説明を求めます。
事務局次長	議案第7号は、「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」であります。提案理由は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき、農業振興地域整備計画の変更について、本会の意見を決定したいので審議を求めるものであります。 今会議に提出されました件数と面積は、農用地指定除外が4件24,277.26㎡、用途変更が2件1,453.80㎡であります。 なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。 以上であります。

議　　長	調査委員長に調査結果の報告をお願いします。
調査委員長	市農林部の農振担当職員と、当委員会職員が現地調査した結果に基づき、調査会で、農地法の転用許可基準に照らして検討しました。 61 ページ、弘前市農用地指定除外、整理番号 1 番、2 番及び 4 番については、第一種農地で、原則不許可の農地区分ですが、1 番は既存施設の二分の一以内の拡張であること、2 番及び 4 番は周辺居住者、事業者の施設等で集落に接続して設置されるものと認められることから、不許可の例外として、農地転用許可が可能な案件であると考えました。整理番号 3 番は、農地区分が原則許可となる第三種農地であります。 63 ページ、弘前市用途変更、整理番号 1 番及び 2 番については、農用地利用計画に指定された用途に利用する農業用施設に該当することから、農地転用が可能な案件であると考えられました。 以上、申し上げたことから、農業振興地域整備計画の変更について、異議がないものと考えられました。 以上、報告いたします。
木村芳文委員	〈議事参与の制限に関する旨の申出あり〉
佐藤耕一委員	〈議事参与の制限に関する旨の申出あり〉
	（木村委員退席）
	（佐藤委員退席）
議　　長	「議事参与の制限」の規定に該当する申請がありますので、先に 61 ページ農用地指定除外、整理番号 1 番について御審議願います。 御質問等ございませんか。
	（な　し）
議　　長	農用地指定除外、整理番号 1 番については、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。
	（異議なし）
議　　長	異議ないものと認め、議案第 7 号のうち、農用地指定除外、整理番号 1 番は、委員長報告のとおり決定することに決定いたします。 木村委員と佐藤委員の着席をお願いいたします。
	（木村委員着席）
	（佐藤委員着席）
議　　長	それでは、議案第 7 号のうち、農用地指定除外、整理番号 1 番を除く案件について、御審議願います。 御質問等ございませんか。
	（な　し）

議　　長	それでは、議案第 7 号のうち、農用地指定除外、整理番号 1 番を除く案件は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議ないものと認め、議案第 7 号のうち農用地指定除外、整理番号 1 番を除く案件は、計画の変更について異議ないものと決定いたします。 次に、議案第 8 号を議題といたします。 議案第 8 号は、「引き続き農業経営を行っている等の証明について」であります。 事務局より説明を求めます。
事務局次長	議案第 8 号は、「引き続き農業経営を行っている等の証明について」であります。提案理由は、租税特別措置法施行規則第 23 条の 7 第 42 項及び地方税法施行規則附則第 4 条第 3 項の規定に基づく引き続き農業経営を行っている等の証明書の発行について、農業委員会等に関する法律第 6 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、本会の審議を求めるものであります。 今会議に提出されました件数は 15 件であります。 農業を営むものが農地の全部を農業後継者となる推定相続人の 1 人に一括贈与した時は、農業後継者に課税される贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予の特例を受けることができ、贈与者また受贈者のいずれかが亡くなった時は、その贈与税及び不動産取得税は免除されますが、受贈者は、納税猶予の期限が確定するまでの間、3 年を経過する日までに、引き続き猶予を受けたい旨の届出書を、弘前税務署長及び中南地域県民局長に提出することになっております。届出書には、農業委員会の発行する証明書の添付が必要であることから申請があったものであり、この 15 件につきましては、事務局職員による農地台帳の確認及び本人への聞き取り、特例対象農地の現地調査を実施した結果、引き続き農業経営を行っている者として認められたものであります。以上のことから、前回の証明日の翌日から平成 30 年 1 月 24 日までの期間について証明するものであります。 以上であります。
議　　長	それでは、議案第 8 号について、御審議願います。 御質問等ございませんか。 （な　し）
議　　長	議案第 8 号は、原案のとおり証明することに御異議ございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議ないものと認め、議案第 8 号は、原案のとおり証明することに決定いたします。 次に、議案第 9 号を議題といたします。 議案第 9 号は、「平成 30 年農作業臨時雇用標準賃金について」であります。

議　　長	事務局に説明を求めます。
事務局次長	議案第 9 号は、「平成 30 年農作業臨時雇用標準賃金」についてであります。 提案理由は、農家の労働力の安定確保と営農計画の適正化に資するため、「平成 30 年農作業臨時雇用標準賃金」を設定することについて、農業委員会等に関する法律第 6 条第 3 項第 2 号の規定に基づき、本会の議決を求めるものであります。 今回は、委員に調査依頼しました平成 29 年農作業臨時雇用標準賃金調査の結果を基本としたほか、平成 29 年 10 月 6 日から適用されております青森県最低賃金を下回らないようにしております。 まず、議案書の 69 ページの算定資料をご覧ください。 「雇用賃金」の各作業項目の金額ですが、調査結果による実勢額が前年より 1 から 4%程度上昇していることや、青森県最低雇用賃金額も時給 716 円から 738 円に改定されていることから、「整枝せん定」を 8,700 円、それ以外の各作業項目を 6,000 円と、すべて昨年より 200 円高く引き上げようとするものです。また、参考までに各作業項目の最高値と最低値については、田植えが最高 7,500 円、最低 5,000 円、水稲防除が最高 6,000 円、最低 5,200 円、稲刈りが最高 6,000 円、最低 5,000 円、せん定が最高 11,000 円、最低 8,000 円、人工授粉は最高 6,000 円、最低 5,400 円、袋掛け、摘花・摘果、除袋・葉取り・収穫及び農作業一般が最高 6,000 円、最低 5,000 円となっておりました。 次に「オペレーター」の各作業項目の金額ですが、調査結果による実勢額に基づき、1 時間あたり 1,000 円の昨年と同額に据え置こうとするものです。 続きまして、70 ページをご覧ください。 「請負料金」の各作業項目の金額についてですが、調査結果による実勢額、農産物価格の状況や景気の状況等に基づき、畑耕起、田植機の苗なし及びハーベスターを 100 円引き上げ、それ以外を昨年同額に据え置こうとするものです。なお、最高値と最低値はご覧のとおりです。 以上のことから「平成 30 年農作業臨時雇用標準賃金」については、68 ページのとおり設定しようとするものであります。 以上であります。
議　　長	それでは、議案第 9 号について御審議願います。 御質問等ございませんか。 （な　し）
議　　長	異議ないものと認め、議案第 9 号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議ないものと認め、議案第 9 号は、原案のとおり決定することにいたします。 次に、報告事項に入ります。報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	報告第 1 号は、「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理に

事務局次長	ついて」であります。別紙のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。 今会議に報告されました件数と面積は、田6件49,805㎡、畑20件264,203㎡、合計26件314,008㎡であります。 届出理由につきましては、すべて相続となっております。 以上であります。
議　　長	報告第1号について、御質問等ございませんか。 （な　し）
議　　長	次に、報告第2号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	報告第2号は、「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」であります。別紙のとおり、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理し、同法施行令第10条第2項の規定に基づき、その旨通知したので、本会に報告するものであります。 今会議に報告されました件数と面積は、5条関係の畑4件1,554㎡であります。 なお、届出理由につきましては、受付番号26番から29番までの届出理由欄に記載のとおりであります。 以上であります。
議　　長	報告第2号について、御質問等ございませんか。 （な　し）
議　　長	次に、報告第3号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	報告第3号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。 別紙のとおり、農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約の通知書を受理したので、本会に報告するものであります。 今会議に報告されました件数と面積は、田2件14,765㎡、畑8件36,533㎡、合計10件51,298㎡であります。 なお、解約理由につきましては、それぞれの解約事由欄に記載のとおりでございます。 以上であります。
議　　長	報告第3号について、御質問等ございませんか。 （な　し）
議　　長	これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

［閉会時刻14時43分］